

主 文
原審判を取り消す。
理由

原告人等代理人は、「原審判を取り消す。相手方等の原告人等に対する本件審判の申立を却下する。」との決定を求め、その理由として別紙抗告理由書並びに同追加申立書記載のとおり主張した。

よつて職権を以て調査するに、本件記録によると次の事実を認めることができる。

相手方等は原告人等に対して昭和三十年四月十九日静岡家庭裁判所浜松支部に「一、原告人（調停事件の相手方、以下同じ）等は相手方（右調停の申立人、以下同じ）等に対しA、Bが新制中学校を卒業するに至るまで毎月扶養料として一名につき金千五百円宛を支払うこと。二、原告人等は相手方等に対し昭和二十八年五月から昭和三十年四月までの二ケ年間の右兩名の扶養料として相手方等の支出した金二万四千元を支払うこと。三、原告人等は相手方等に対し右兩名の移動証明書を引渡すこと。」との趣旨の調停の申立をなし、その事件の実情として主張した事実の要旨は、「相手方等は夫婦で、原告人Cは昭和二十一年三月二十七日相手方等と養子縁組をなし、次いで同年四月一日相手方等の養子亡Dの妻Eと婚姻し、同年八月二日長男Aを儲け又昭和二十三年八月二十日二男Bを儲けたがその後右Eが死亡したため、原告人Cは原告人Fを事実上妻として迎えたところ原告人等と相手方等との間に不和を生ずるようになり原告人等は昭和二十七年二月二日原告人等と別居した。そして原告人Cは同年二月十五日相手方等と協議離婚し、次いで同月二十九日原告人兩名は夫の氏を称する婚姻届を出し、同年三月十日原告人Fは右A、Bの二児と養子縁組の届出手続をなした。ところが右A、B兩名は原告人等のもとで養育されることを嫌い、また相手方等の近所でもある関係で五日程で相手方等のもとへ帰つてきた。よつて相手方等は原告人等と話し合の上、右二児を相手方等の手もとで養育することと定め、原告人等は当初の一年分の飯米は相手の方等に届けたけれども、昭和二十八年五月分以降は右二児の扶養料を支給しないので、相手方等の費用で右二児を養育してきた。右Aは現在小学校三年生であり、右Bは一年生であるが、長ずるに従つて養育費も増してくるので小農である相手方等が右二児を養育してゆくことは容易でない。そこで相手方等は右兩名を原告人等のもとへ帰そうとしても、右兩名はこれを肯んじないし、また無理に連行しても近隣のことであるから相手方等のもとへ帰来することは明かであるので、相手方等は新制中学校卒業まで兩名を手許で養育してやりたいと考える。よつて相手方等は昭和二十八年五月分以降右兩名の扶養料として既に支出した毎月金手円の割合による金の支払並びに調停成立の日から右兩名が新制中学校を卒業するに至るまで一名につき毎月金手五百円の割合による扶養料の支払を求めるとともに、右二児の移動証明書の引渡を求めるとともに本調停申立に及んだ。」というにある。原裁判所は右申立に基いて数回に亘り調停委員会を開いて調停を試みたけれども、昭和三十年十月十一日調停不成立となつたので、調停申立のときに審判の申立があつたものとみなし、同庁昭和三〇年（家）第三七〇号扶養料請求家事審判事件として立件し、爾後審判手続として家庭裁判所調査官に事実の調査を命じ、また原告人等及び相手方等双方を審問する等の手続を経て、原裁判所は、原告人等相手方等並びに前記A、Bの二児が原告人等主張のような身分関係にあること、相手方等が右二児養育のため昭和二十八年五月から昭和三十年十一月まで毎月少くとも一名については金千円宛右期間中の合計金六万二千元を支出したこと、昭和三十年十二月からは毎月一名について金千五百円の養育料を要することを認め、昭和三十年十二月二十日「相手方（本件原告人）は申立人（本件相手方）に対し金六万二千元を支払え。相手方（本件原告人）は申立人（本件相手方）に対し昭和三十年十二月からA、Bの二見を引取り養育するまで月金参千円の割合の金員を支払え。」との旨の審判をしたものである。

〈要旨〉そもそも、家事審判法第九条によると、家庭裁判所は同条第一項に規定する甲類及び乙類事件と同条第二項〈要旨〉により同法に定めるもののほか、他の法律において特に家庭裁判所の権限に属させた事項について審判を行う権限を有するものであつて、右乙類第八号には「民法第八百七十七条乃至第八百八十条の規定による扶養に関する処分」と定められている。そして右民法の規定する扶養に関する事項は、直系血族、兄弟姉妹及び特別の事情がある場合におけるその他の三親等内の親族相互の間の法律関係であつて、このような親族関係の存在しない者相互の間の金品給付の法律関係はたとえそれが扶養に関連する事項であつても前記乙類第八号

